

# 告示

## 埼玉県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 飯田歯科医院	蕨市塚越一―五―一二	令和五年十二月二十二日
ほそや歯科クリニック	加須市根古屋六四四―一一	令和六年一月十一日
くろだ内科クリニック	朝霞市溝沼七六〇朝霞溝沼医療センターF	令和六年三月三十一日